

12 再生・復興方針、工程表

12

2 本懸垂の再生に向けた(1)

日蹄猿の影響

1 日躉瘡牛糞家及バワクモ、接種農家

卷之三

我が国で初の防疫措置としてワクチン接種を行い、患者及び疑似患者以外の健康な家畜についても、口蹄疫対策特別措置法に基づく予防的殺処分を実施したことにより我が国の畜産史上最大規模の29万頭の殺処分に至り、地域によつては家畜が全くない状態からの経営再開となり、軌道に乗るまでは複数年を要することとなる。

また、家畜防疫措置の段階において、消石灰等の消毒等により畜舎や汚水処理施設等の劣化や機械の故障等が発生している。

多くの被害農家が経営再建の意向を示しているものの、高齢等の理由のほか、長期にわたる防疫措置に伴う精神的負担や将来への不安などから経営再建に躊躇し、あるいは断念する農家も相当数存在すると考えられる。

2 移動：搬出制限及1km市場開銷等に影響を受ける農家

口蹄疫の爆発的な感染拡大に伴い、移動・搬出制限が長期間にわたり、市場や食肉処理場も市場鎖鎖されたこと等から、家畜を出荷できずに飼養管理経費がかさんだことに加え、口蹄疫終息後も、市場再開における屋外露営者等の動向如何では、市場価格等の低下が懸念される。

2 五柳傳記原文+古今語彙分之對照表

この地域の畜産出額は、年間400億円（平成18年度）を超えており、これを都道府県レベルで見ると静岡県（全国第21位）に匹敵する。県内でも有数の畜産地域であり、産業の発展を失った状態から元に回復するまでには、相当の時間と費用を要することとなる。さらには、当地域の農業者は、法人経営による大規模・雇用経営体が多く、従前の経営規模までの再建復興には長期期間を要することから、これまでの雇用維持が困難であり、解雇等も懸念される状況である。

アカザキゴミ

連日、口蹄疫に関する報道が行われたことにより、みやざきブランドの畜産物、あるいは農産物に対するイメージが大きく損なわれた

口蹄疫からの再生・復興方針（平成22年8月19日）

5 畜産関連事業者等

《家畜市場等》

移動・搬出制限により、市場閉鎖が続いたことに加え、口蹄疫発生前に県外購買者に購入された子牛が家畜市場に繰り返され、家畜の飼養管理や防疫の負担が伴うなど市場開設者の経営も厳しくなっている。

また、畜産農家の経営再開時期が、子牛市場の再開時期よりも大幅に遅れる見込みであり、需給バランスが崩れ、子牛価格の暴落が懸念される。さらに、市場再開に向けて防疫の徹底が必要となり、消毒等の対応が必要となっている。

《食肉処理場等》

移動・搬出制限等により、食肉処理業務のトップした状態が長期間続くとともに、近年の畜産物価の低迷等も重なり、経営を圧迫している。

特に、西都・呉湯地区にある食肉処理場については、巣下農家が無家畜状態で、フル稼働までに相当年数を要することから、従業員の雇用等も厳しい状況が続くと見込まれる。

《関連技術者等（獣医師、人工授精師、剖蹄師等）》

口蹄疫の発生以降、まん延防止のために業務を自粛していたため、収入が減少し、生活にも困窮する状態にある。

特に、無家畜状態した地域においては、業務需要が激減し、生業とする方にとつては、今後、暫くはこの状況が続く可能性がある。

《JA及び畜連（家畜市場）等の畜産技術者》

獣医師などの畜産関連技術者と同様に、当面は無家畜状態が続くため、配置換えや解雇も行われており、組織運営にも大きな支障を及ぼしている。

《JA及び関連事業者》

収益の過半を畜産販売に依存しているJAや家畜飼料、畜舎等の建設資材、家畜運送などの事業者にとっては、畜産農家の需要が激減し、経営にも多大な支障が生じている。

2 本県畜産の再生に向けて（2）

言葉 是直 1

1 二度と同じ事態を引き起さない産地体制の確立

今回の口蹄疫被害からの畜産の再生を図る上では、今回の経験を生かし、二度と同じような事態を起さないように、今後の防疫体制の強化や再発防止を含めた産地体制を確立する必要がある。そのためにも、
ア) 口蹄疫ウイルスの侵入経路の解明や、国と県、市町村の役割分担を明確にした防疫体制の見直し
イ) 地域を主体とする消毒体制の構築等
ウ) 「特定疾病のないモデル地域」を目指した家畜導入や衛生防疫
エ) 適正飼養密度の経営形態へのモデル的な取組
オ) 畜産経営の情報管理体制の一元化と情報の共有化
カ) 畜産飼料の自給率向上など、
本県畜産の新生に向けた戦略等を一元的に立案し、地域が一体となって取り組むことにより、
全国のモデルとなる安全・安心を確保した畜産経営の構築に努める必要がある。

《中期的な取組：再生段階》

- ①家畜防疫に配慮した飼養衛生管理体制の徹底と早期発見・通報体制等の構築
 - 早期発見、早期通報体制や各関係機関の迅速な情報共有体制システムの構築
 - ②「特定疾病のないモデル地域」の構築
 - 牛や豚での地域一体的な防疫活動で清浄性を保てる疾病のない地域の構築
 - (牛：ヨーネ病、牛白血病、豚：AD、PRRS)
- ③適正飼養密度の経営形態転換へのモデル的取組
 - ア) 新たな畜舎整備時の許可条件等の設定検討（農場間距離、畜種のゾーニング）
 - イ) 家伝法見直しを想定した埋却地確保の指導（市町村毎の共同埋却地等の確保）
- ④非常時に備えた備蓄、防疫演習及び県境防疫の充実強化
 - ア) 緊急時の初動防疫等に迅速に対応できる防疫資材等の備蓄
 - イ) 様々な発生規模を想定した防疫演習等の実施
- ⑤県境防疫会議を通じた情報の共有化と円滑な防疫活動への体制づくり

《長期的な取組：発展段階》

- ①「特定疾病のないモデル地域」の構築
 - 特定疾病のない家畜導入のための着地検疫センター等の整備・運営の検討
 - 家畜防疫対策の実務研修や産業動物獣医師確保に向けた研修拠点等の整備
- ②家畜防疫強化のための産業動物獣医師の確保等

対策の基本方針+1

1 全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築

今回の経験を生かし、二度と同じ事態を起こさないような防疫体制を確立し、全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築に取り組む。

【防疫体制の強化・見直し】

《緊急的な取組》

①口蹄疫ウイルスの侵入経路の解明と防疫体制の見直し

- ア) 国内侵入経路と本県発生の原因究明
- イ) 現行の大型経営体に対応した家畜伝染病予防法の改正
- カ) 動物検疫等の水際検疫やグローバル化による強化

②口蹄疫対策等に関する県における検証等

- ア) 「宮崎県口蹄疫対策検証委員会」や「府内調査チーム」の設置による問題点の検証や改善点の検討
- カ) 検証等結果に基づく感染症の危機管理マニュアルの作成及び県の防疫体制、危機管理体制の構築

③地域を主体とした消毒体制の強化と衛生・防疫意識の向上

- ア) 畜産農家個々への衛生・防疫対策の周知徹底による自立・協調した地域防疫体制の強化
- イ) 地域の自衛防疫組織や共済・民間獣医師等を活用した畜産農家の巡回指導
- カ) 「県内一斉消毒の日」の設定による地域ぐるみの消毒活動の実施

④畜産農家等への分かりやすい説明・指導

- ア) 高齢農家をはじめ様々な経営形態の畜産農家等が理解しやすい衛生防疫活動等のマニュアル化
- カ) 日頃から非常事態に備えた研修会や啓発活動等の実施

《中・長期的な取組：再生・発展段階》

- ①畜産飼料自給率の向上と資源循環型畜産産地の育成
 - ア) TMRセンター（飼料混合供給）や稻わらストックセンター等の整備検討による輸入飼料依存度の軽減
 - カ) 中間保有施設等を確保できない地域での自家保留及び妊娠牛供給の推進
- ②畜産飼料自給率の向上と資源循環型畜産産地の育成
 - ア) 飼料用稻（WCS）等の自給飼料供給体制の強化と飼料用米（エサ米）転換
- ③鳥獸被害防止総合対策交付金による口蹄疫の発生予防とまん延防止

2 本県畜産の再生に向けて（3）

課題2

2-1 畜産農家の円滑な経営再開

畜産農家が安心して経営再開できるよう、手当金等の交付事務の迅速化を図るとともに、官崎の畜産の新たな第一歩となる全国に向けた安全宣言など情報発信を行う必要がある。また、経営再開農家の安心を確保するために、農場における入念な清浄性確認等を実施するとともに、農家経営指導拠点のワンストップ化や、中間保有による妊娠牛等の供給及び傷んだ畜舎の修繕等による早期経営再開支援、生産性向上対策、さらには、経営再開ための金融支援等を講じる必要がある。

このほか、畜産経営法人の中には、経営中止により、又は再開後に経営が軌道に乗るまでは時間がかかるため、従業員を解雇せざるを得ない状況も生じているが、これら従業者は、畜産経営にとっては技術的財産であり、将来の再雇用を見越した中間雇用等の創出が望まれている。

2-2 移動・搬出制限による影響等への対応

移動・搬出制限により家畜の出荷停止等による影響を受けた畜産農家はもとより、家畜市場、食肉加工場等に対しても関係団体の連携を図りながら、将来的な経営の安定化に向けた対策を講じる必要がある。

2-3 畜産・関連事業従事者の雇用維持

畜産農家や関連事業者等の経営が回復するまでの間、畜産関連技術者（獣医師、人工授精師、剖蹄師）や畜産・関連事業の従事者の雇用を維持し、生活の安定化を図るとともに、数年後、元の経営規模に回復する段階まで、畜産関連技術に熟知した優秀な人材の流出を食い止めることが必要である。

対策の基本方針2

2 畜産経営の安定に向けて

口蹄疫発生地域において、畜産農家の経営再建を総合的に支援するワンストップ指導拠点を設置し、経営再開に向けた総合的な指導・支援等を行い、被害地の早期再生を図る。

【手当金等の早期交付】

《緊急的な取組》

①殺処分手当金等の交付事務の迅速化

ア) 防疫対策本部内に設置した手当金交付支援班を中心に、畜産課の家畜評価班、衛生防疫班及び家畜保健衛生所と市町村・JA等との連携による、手当金等の早期交付
イ) 経営再開に向けた再建計画（資金計画）の策定及び徹底した資金管理

【畜産経営再開への支援】

《緊急的な取組》

①畜産再生推進会議の設置・運営（県本部、地域本部）

ア) 早期経営再建に向けた総合的な支援・指導体制づくりと支援システムの構築

（国等の畜産経営や防疫対策等のエキスパートの派遣要請を含む）

イ) 緊急雇用対策事業の活用による畜農相談員（30名）の確保

②円滑な経営再開に向けた支援強化

ア) 国、県、市町村及び各畜産関係団体の役割分担の明確化と連携した支援体制・支援対策の強化

イ) 国の価格安定対策や経営安定対策等の農家の周知徹底による不安解消

③クラウドシステムを活用した口蹄疫復興支援システムの構築

ア) JA、市町村、各団体、県、国等の職員間の情報の共有化と現地指導の迅速化
(掲示板機能を介したエキスパート等のリアルタイムな指導・助言等)

④口蹄疫被害農家の早急な意向調査の実施ととりまとめ、関係機関との情報共有

意向調査に基づく経営再建計画の策定支援・各種相談・コンサル等の実施

⑤口蹄疫発生地域以外での市場再開後の経営支援・指導の強化

ア) 市場・食肉センターの閉鎖に伴う経営ダメージの軽減を図るための各種支援対策の連携

イ) 強化（出荷延滞対策、経営コスト支援等）

⑥家畜市場等の円滑な経営再開への支援

県外購買者等への安全・安心に関するPR活動、消毒の徹底、誘致活動強化への支援

⑦口蹄疫対応資金の活用

家畜導入等の経営再開に当たっての制度資金の活用推進

⑧種雄牛造成対策等の強化

ア) 県有種雄牛をはじめとする種畜のリスク分散体制の構築

イ) 本県肉用牛復興及び宮崎牛ブランド維持のための早期種雄牛造成等
ウ) 本県養豚復興及び系統豚ハマユウ維持のための早期系統造成等

《中期的な取組：再生段階》

①人工授精の自粛に伴う肉用種子牛等の生産・出荷減少への対応

ア) 肉用子牛市場への早期出荷の奨励等による空白期間の解消
イ) 乳用牛における県外妊娠牛の導入推進

②飼養規模等の確認・報告の義務化等による個別経営情報の一元管理

ア) 畜産経営体の個別経営状況等のデータベース化
イ) 「水土里情報システム」等を活用した、県境を越えた農場等の地図情報管理システムの構築

ウ) 今後の家畜防疫指針の見直し等を想定した埋却地情報等の整理

《長期的な取組：発展段階》

①畜種別・経営規模別のソーニングの検討、及び畜舎施設等の再編整備

ア) 牛、豚、鶏が現在・過密化する地域でのソーニングの在り方検討
イ) 畜産担い手育成総合整備事業等を活用したモデル地区での重点的な再編整備

②適正飼養密度の経営形態転換へのモデル的取組

経営条件規制（飼養頭数の制限、環境負荷軽減）による経営リスク補償のための畜産版戸別所得補償制度の提案

3 産地構造・産業構造の転換

防疫の観点からは、適正飼養密度の経営を確保する必要があり、畜産再生を進めるに当たり、元の経営規模には戻らないことも想定される。このため、畜産から耕種への転換や6次産業化、農商工等連携による高付加価値化や耕種経営の開始・拡充など産地構造の転換を進める必要がある。

対策の基本方針3

3 産地構造・産業構造の転換

畜産経営の再開に当たり、輸入（購入）飼料への依存度を低減した畜産経営への転換を図ることも、経営の多角化のための6次産業化や農を核とした農商工連携による新たな畜産創出、さらには、バイオマス資源や自然エネルギーを活用した環境にやさしく、畜産と耕種のバランスのとれた地域農業の構造転換を推進する。

【人・農地等の農業資源の有効活用と所得の向上】

《緊急的な取組》

①飼料自給率の向上と土地利用型農業の強化

- ア) 国産及び県内産稻わらや飼料用稻、飼料用米の増産対策の強化
 - イ) 集落富農やコントラクター組織の育成による飼料作物の安定供給体制の構築
 - ウ) 肥セシスターやたい肥ブレンドセンター（肥料化調製施設）を核とした家畜排せつ物の円滑な還元体制の確立

②経営中止農家等の飼料畑の利用集積等による加工・業務用野菜等の生産拡大

- ア) 作物転換推進による所得の確保及び露地野菜生産法人等での雇用創出
 - イ) 基盤となる畑地かんがい施設の早期完成と客土や排水路などの簡易な整備

③地域農業の構造転換を図る中核施設となる「冷凍加工施設」の整備支援

- ア) 県経済連が設置予定している「冷凍加工施設」への緊急支援要請
 - イ) 大規模経営体における理却用地の確保を前提とした飼料作物等栽培用地確保システムの検討

④中小家畜（豚・鶏）経営における飼料栽培用農地の確保推進

⑤バイオマス資源や自然エネルギー（太陽光・熱等）の利活用による環境負荷削減

環境にやさしく、低炭素社会の実現に貢献できる宮崎ならではの農業の展開

【6次産業化や農商工連携の促進】

《中・長期的な取組：再生・発展段階》

①経営の多角化のための6次産業化の推進

- ア) 農産加工、产地直売、オーナー制度の導入等による所得の向上
 - イ) 農村レストランや觀光農園、農家民宿等、觀光農業の展開による地域の活性化
- ②農を核とした農商工連携の促進による食品産業と产地とのパートナーシップの構築
 - ア) 農畜産物の価値を広げる加工・製造産業との連携強化や誘致等による地域経済の活性化
 - イ) 農業や関連産業を担う次世代人材の育成
 - ③農業を活用した新たなアグリビジネスの創出
 - ア) 新エネルギー分野の産業集積や觀光・福祉・医療等の異業種連携による産業創出

2 本県畜産の再生に向けて（5）

課題4

4 埋却地の保全管理と今回の経験を全国に伝える取組

29万頭もの家畜を処分した埋却地（総面積142ha、252箇所）は、私有地や公有地に分散しており、埋却後3カ年以降、農地再生を図るため、土地の保全管理の徹底と将来の農地利用計画の策定等を進めることもある必要がある。

対策の基本方針4

4 埋却地の保全管理と今回の経験を全国に伝える取組

埋却地の農地再生を図るため、土地の保全管理の徹底と将来の農地利用計画の策定等を進めることとともに、今回の口蹄疫防疫対策の経験等を踏まえ、そのノウハウをとりまとめ、全国に情報発信していく。

【埋却地の保全管理の徹底と農地有効活用の促進】

《緊急的な取組》

- 管理主体と連携した保全管理と埋却地の陥没等の修復整備の促進
 - ア) 周辺環境に配慮した景観作物等の作付推進や環境影響の低減措置等の実施
 - イ) 埋却地周辺への人や鳥獣等の侵入防止対策等の強化

《中・長期的な取組：再生・発展段階》

- ①埋却地の農地としての利用再開に向けた土壤理化学性調査の実施
 - ア) 大量の家畜や石灰・その他資材等の埋却及び、埋却による土層構造の変化や石礫の露出等の土壤理化学性への影響を調査
 - イ) 埋却地を活用した飼料、露地野菜等の生産のための土づくりをはじめとした肥培管理、農地再生整備のための基礎・指導資料の策定
- ②県公社が取得した共同埋却地の将来的な利活用調査
 - ア) 点在・分断された埋却地を含む農地の交換分合による面的集積等の推進
 - イ) 畜産施設等の集約・再編整備に向けた用途変更の検討及びビジョン策定

【口蹄疫防疫対策等の経験・ノウハウ等の全国への情報発信】

《緊急的な取組》

- 口蹄疫発生の記録誌等の整備や情報発信
 - ア) 今回の経験を踏まえた発生及び防疫活動の記録誌等の整備
 - イ) 経験に基づく諸対策等のノウハウを併せて、全国に向けて情報発信

《中・長期的な取組：再生・発展段階》

- 壊滅的被害を象徴するシンボリック的な拠点整備
 - ア) 口蹄疫に関する各種情報の発信、資料等の保存展示（農業科学公園活用検討）
 - イ) 都道府県の獣医師等を対象とした家畜防疫研修センターの設立誘致の要請
(家畜防疫の実務体験、産業動物獣師の技術向上と安定確保)

対策の基本方針5

5 こころと身体のケア

畜産農家や地域住民は、口蹄疫の発生とまん延により大きな不安やストレスを抱えるとともに、これまでの緊張や疲労が心身の不調につながるおそれがあるため、健康状態の把握に努めるとともに、健康指導や個別訪問など「こころと身体のケア」に努める必要がある。

- ①健康状態の把握や健康相談等
精神保健福祉センターや各保健所における相談窓口の設置のほか、県や地元市町の保健師等による健康指導や個別訪問等

②関係団体等と連携した地域への支援活動

地域における見守り活動や「こころと身体」の健康を維持、回復するための拠点づくりなど、関係団体等とも連携した支援活動への取組

3 みやざきブランドと本県イメージの回復に向けた 口蹄疫による影響と課題

対策の基本方針

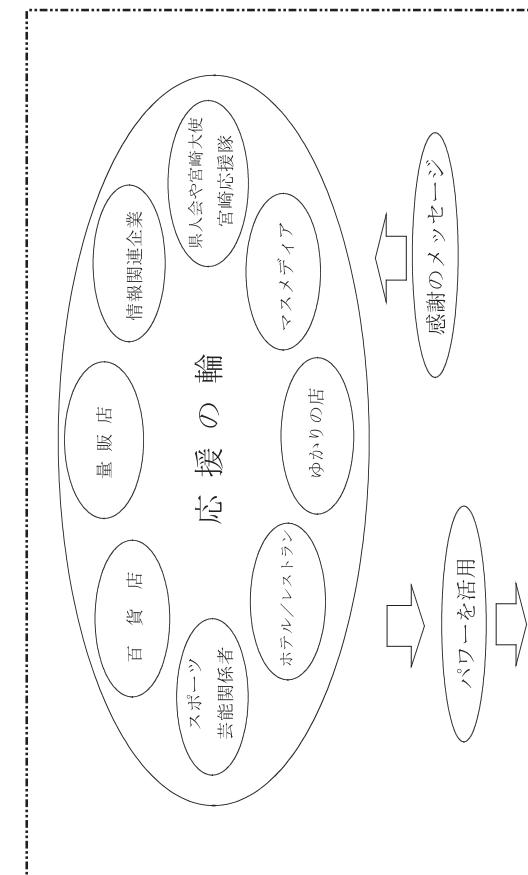
口蹄疫発生から終息に至るまで長期間にわたり防護対策等に関する連日の報道がなされ、その間、本県の様々な魅力や旬の情報を発信することが困難な状況となつたこと等から、宮崎牛を始めとする「みやざきブランド」のみならず、物産、観光等についてもイメージが著しく低下し、風評被害も含め様々な分野に甚大な影響を与えている。

一方で、苦悩する本県に対し、義援金や大手民間企業等による応援フェアの開催等、多くの声援や励ましなど「応援の輪」が全国に広がっている。

＜課題と対策の方向性＞

著しく低下した「みやざきブランドイメージ」と「本県イメージ」の回復を図っていくことが喫緊の課題となっている。

そのため、真に宮崎を愛する方々の声援やパワーを大事にし広げていくことを中心に、県外にメッセージを回復させていく第一歩であり、その輪を強めしていく必要がある。



1 全国に向けた「感謝」のメッセージ

- ①全国から寄せられた多くの声援や励ましに対し、「感謝のメッセージ」を全国に発信する。
 - *メディアを通じて、またイベント等の機会を利用して知事から直接感謝の意を伝え、さらに、新聞広告やガスターにより感謝のメッセージを全国に発信する。
- ②県内では、支援いただいた多くの方々の誠意に報いるためにも、「がんばろう宮崎！」の合い言葉の下、県民一人一人が、それぞれの立場で創意工夫し復興に向けて県民総力戦で取り組み、「感謝の心」とともに「元気な宮崎」を様々な機会を通じて全国にアピールする。

感謝のメッセージ

「日本中ありがとうございました！」

「がんばろう宮崎！」

2 「応援の輪」を活用した情報発信

- ①全国の方々に本県自慢のみやざきブランドや特産品を「食べて」いただき、宮崎に「来て」いただくことで、「おいしい、たのしい宮崎」を応援いただけるよう、大手民間企業やマスマディアなど情報発信力を活用し、様々な機会を通じて本県の魅力をアピールしていく。

○ 大消費地等を中心とした情報発信

* 量販店や有名百貨店など大手企業等の情報発信力を活用 <食の魅力を発信>

* 大手旅行会社等とタイアップした説客キャンペーン商品の開発等 <旅の魅力を発信>

* マスマディアへ効果的なハブリティ <元気な宮崎の姿や旬の魅力を発信>

- * 口蹄疫発生からこれまでに全国各地で60を超える企業等（大手量販店、有名百貨店、プロ野球球団、Jリーグチーム、IT企業等）により応援フェアやイベント等が実施・計画されており、本県を応援する輪が広がっている。今後も応援いただく方々と連携して本県の魅力をアピールするフェア等を実施しイメージ回復を図っていく。

- * 大消費地において、「宮崎牛」をはじめ本県産の牛肉豚肉を中心としたフェアを産地や大手量販店等と協力して開催し、本県ブランドイメージの回復を図っていく。
- ②宮崎牛をはじめ「みやざきブランド」そのものが本県イメージの牽引役であり、物産、観光のイメージを回復する上でも特に重要な要素であることから、宮崎ブランドの回復に向け、本県の農畜産物の販売・PR対策等を実施するほか、県産農畜産物のイメージアップ、販路の回復維持を図り、産地の再スタートに向けた取組み等を重点的に支援していく。

- * 大消費地において、「宮崎牛」をはじめ本県産の牛肉豚肉を中心としたフェアを産地や大手量販店等と協力して開催し、本県ブランドイメージの回復を図っていく。
- ③さらに、観光需要を喚起するため、旅行エージェントとタイアップしたキャンペーンを実施するほか、アンテナショップの活用や大手百貨店等と連携した本県特産品のPRに積極的に取り組み、「おいしい、たのしい宮崎」をアピールしていく。

○ 「食=おいしい宮崎」「旅=たのしい宮崎」のアピール

- * 全国から高い評価を得、本県イメージの牽引役（イメージリーダー）である宮崎牛やマンゴー、地鶏など「食=おいしい宮崎」のイメージを全面に打ち出し、畜産水産物や特産品をアピール。
- * 青い海、青い空、スポーツキャンプなどの「旅=たのしい宮崎」のイメージを併せてアピール。

対策の基本方針+

3 その他、クチコミパワーの活用等

真に本県を愛していただく「宮崎ファン」のクチコミパワーの活用、また、WEBや様々な広報媒体の活用、さらにはパブリシティの活用等により効果的に本県の魅力を発信する。また、県民一人一人が「がんばろう宮崎！」の合い言葉の下、本県の魅力をクチコミで友人知人などに様々な機会にアピールすること等で、みやざきファンの拡大に繋げていくことが重要である。

○ クチコミパワーの活用

様々な形で支援いただいた「みやざき大使」や「みやざき応援隊」、県人会など、県外から本県を応援いただく「宮崎めかりの方々」お一人一人のクチコミパワーを活用し本県の魅力を発信し宮崎ファンの拡大を図る。

○ WEBや広報媒体の活用

ホームページ等のWEBや情報誌等の様々な広報媒体を活用し本県の魅力を発信。

○ 効果的なパブリシティの活用

パブリシティを活用しながら、本県ならではの旬の魅力や情報を効果的にアピール。

4 経済雇用対策について（1）

口蹄疫による景影響と課題

今回の口蹄疫により本県の畜産業や食品加工業が大きな打撃を受けたことに加え、観光客数の減少等により、その影響は、畜産や関連産業だけでなく、ホテル・旅館等の宿泊業や飲食業、卸・小売業、運輸業等多方面に拡がり、長期化に伴いさらには深刻化したことから、様々な産業分野に甚大な被害を与え、本県経済活動の停滞を引き起こしている。

また、これに伴い、雇用の維持が困難となる企業等が増加するとともに、口蹄疫を原因とする離職者の発生が続くなど雇用環境が悪化している。

1 中小企業

口蹄疫の影響による売上減少等により収益が低迷している中小企業が存在しており、資金繰りについては国・県・市町村による対策が講じられているものの、従業員の雇用継続等経営面で厳しい状況が続いている。

2 雇用

口蹄疫の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた企業等において、従業員の雇用を維持するため、雇用調整助成金等が活用される一方で、口蹄疫の影響による雇用保険者の離職者は、7月30日現在、226人(ぼ)っている。

また、県内の有効求人倍率は、6月で0.44倍(前月比0.01ポイント増)となつていいが、西都児湯地区は、0.28倍(前月比0.1ポイント減)とさらに厳しい状況となつていい。

3 観光関連分野

口蹄疫の発生に伴い、ホテル・旅館等の宿泊・宴会のキャンセルが多数発生し、宿泊施設等へのアンケート調査でも4～6月の対前年比で約13%以上の大幅な売上の減少を招いたほか、予定されていたイベントの中止・延期などにより、飲食業等、観光関連産業にも大きな影響が発生している。

4 商業、サービス業

「売上げの減少」、「客数の減少」等の影響は、口蹄疫の長期化により、西都児湯地区等の発生地域だけでなく、県下全域に拡がっている。また、県産品のアンテナショップであるみやざき物産館においても、県庁見学者の減少を受け、売上げが大幅に減少している。

さらに、全国の市場や農場、卸先などで、宮崎ナンバートラックの縮め出し等の風評被害が生じるなど、運送事業者へも大きな影響が出ている。

5 製造業

豚等の原材料の入荷減少に伴い、乳肉加工業の生産縮小や取引減少を余儀なくされるとともに、畜産関連資材の売上が減少している。

また、本県との产地表示を回避しないと売れないなど、本県のブランド力低下の影響が出ていている。

対策の基本方針

本県経済の早急な回復と雇用の安定化を図るために、中小企業の経営支援や雇用対策を講じるとともに、観光客の回復や県産品の消費拡など観光・消費需要の喚起につながる様々な対策を市町村や関係団体等と連携しながら実施していく。

1 中小企業支援

厳しい経営環境にある中小企業の事業継続及び経営力強化を図るため、相談対応の充実や金融対策、需要喚起対策を実施する。

①相談対応

口蹄疫の発生以来、県や商工団体3団体に相談窓口を設けるとともに、県内各地でワンストップ相談会を開催するなど経営・金融及び雇用、さらには新分野進出に関する600件余の相談に対応してきた。8月からは、本県の要望を受け独立行政法人中小企業基盤整備機構の緊急支援対策室が設置されるとともに、相談体制の充実も図られたところである。

今後とも、関係機関と連携し、口蹄疫発生の影響を踏まえた中小企業へのきめ細やかな相談対応等の支援を実施する。

②金融対策

口蹄疫発生の影響を受けた中小企業への金融の円滑化を図るため、4月28日に県の中小企業融資制度に口蹄疫緊急対策貸付を創設しており、8月15日現在で信用保証協会の保証承諾が501件、約49億4,800万円となるなど活用が図られている。

③中小企業を支援するアンドの創設及び活用

独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害時融資制度を活用して、中小企業支援のブランドを創設し、その運用益を財源に、中小企業の売上増、復興につながる取組の支援を行う。

2 就用対策

雇用調整助成金等の利用促進により雇用の維持を図るとともに、離職者に対する雇用の場の確保や職業訓練機会の拡充を図る。

①雇用調整助成金等の特例措置等の周知、利用促進

○口蹄疫に係る特例措置による県HPでのPR、県・市町村の広報誌への掲載など
○雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届出状況
79件、延べ2,277人(7/30現在)

②緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用等による離職者の雇用の場の確保

○緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した雇用対策事業の実施
○中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業を活用した、商業等の復興を図る事業の募集・採択の実施
③口蹄疫被害の影響による離職者等を対象とした職業訓練機会の拡充

| 対策の基本方針 | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 観光関連分野 | <p>県内の観光需要を喚起するための取組を、(財)みやざき観光コンベンション協会等と共同して、官民一体となって実施する。</p> <p>①イベント等の再開要請及び新規イベント等の本県実施 関係団体等に対し、中止・延期されたイベントの早急な再開や集客力のある新規イベント等の実施、併せて上部団体の会議等の本県開催を継続的に要請する。さらに、国際級の大会等を視野に入れた大型スポーツイベントや政府関係のコンベンション等の本県開催を働きかけていく。</p> |
| |  <p>②統一キャラチフレーズ・ロゴを用いた誘客キャンペーンの実施 統一キャラチフレーズ・ロゴを用いて、緊急的な誘客キャンペーンの実施や大手旅行会社、航空会社等とタイアップした旅行商品の開発等に取り組むとともに、県外での観光PRなどを実施する。</p> |
| | <p>○緊急誘客対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外からの宿泊客を対象としたプレゼントキャンペーン「来て！みで！宮崎キャンペーン」(8/1～9/30)等の実施 ・集客力のあるイベントの開催支援や旅行会社等と連携した特典企画等の取組支援 (財)みやざき観光コンベンション協会事業)など |
| 4 商業、サービス業 | <p>県産品の消費拡大・販売促進を図るため、(社)宮崎県物産貿易振興センター等と共同してフェアを行いうとともに、販路拡大のための事業を実施する。また、プレミアム商品券の発行や地域活性化イベントの開催等、地元商店街の売上回復に向けた各地域の取組を支援する。</p> <p>さらに、輸送事業者と共同で本県の物産、観光等のイメージ回復とトラック、バスの利用促進を図る。</p> |
| | <p>○新企画による県内外の物産展や特別フェアの開催～緊急かつ集中的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：平成22年8月～12月 ・実施内容：【県内マルシェ：合言葉「がんばろう！宮崎】 市町村との共同物産展、みやざき物産館マルシェ等の開催 【県外マルシェ：合言葉「がんばってます！宮崎】 大消費地、県外アンテナショップでの開催等 <p>(注) マルシェ(marche)とは、フランス語で「市・市場」の意</p> |
| 5 製造業 | <p>専門家派遣による経営支援や補助事業等の実施により、農商工連携や新分野進出など新事業の展開を行う企業等の取組を支援する。また、畜産業・関連産業の段階的な経営回復の中で、6次产业化等の取組を支援し、本県食品産業の活性化を図る。</p> |
| 6 公共事業等の実施 | <p>公共事業は、地域の経済活動を活発にするとともに当面の雇用確保にもつながるものであるため、道路や河川の防災対策や中心市街地等の空間整備など生活に密着した公共事業等による地域経済や雇用の維持に努める。</p> |

5 環境対策について

口蹄疫による影響と課題

対策の基本方針十

口蹄疫の防疫対策として、29万頭の家畜の埋却地も252か所と大規模なものとなつたが、今後、腐敗が進むことに伴い、埋却地からの悪臭の発生及び周辺地域の水質への影響などが懸念される。また、埋却地は家畜伝染病予防法の規定により3年間発掘禁止となつており、この間、多数の埋却地を適正に維持管理するとともに、その後の再生整備や利活用の方法などについて検討していく必要がある。

1 環境対策についての総合的な検討

以下のとおり、今回の口蹄疫に伴う家畜等の埋却地による環境への影響により環境への影響が懸念され、その対策について専門的な見地から幅広く総合的な検討を行う必要がある。

2 悪臭

家畜の埋却後で体液等が地表へ流出し、悪臭の発生が確認された地点があつたが、体液等の流出防止対策として埋却時におが粉等を使用するとともに、消石灰の散布や覆土等により対応した。その結果、現在は、悪臭苦情の申し出は殆どなく、一段落した状況ではあるが、今後も埋却地からの悪臭の発生が懸念されるため、埋却地の悪臭対策を講じる必要がある。

3 地下水

現状確認のため、すべての埋却地について、周辺の井戸の水質調査（調査項目：pH、有機物等、臭気、カルシウムイオンなど13項目）を行っている。今後、埋却処分による地下水への影響を確認するため、3か月に1回程度、継続して調査を実施することとしているが、影響が確認された場合には、適切な措置を講じる必要がある。

4 害虫

畜舎及び埋却地からハエなどの害虫が大量に発生し、周辺の生活環境に影響があつたものの、現在は、苦情の申し出は殆どなく、一段落した状況ではあるが、引き続き監視していく必要がある。

5 埋却地

雑草が繁茂し、一部において体液等が地表へ流出したり陥没等が生じており、陥没等については修復を行い、併せて、埋却地の一斉調査を実施し、状況把握に努めている。埋却地は、家畜伝染病予防法の規定により3年間発掘禁止となつており、この間、埋却地を適正に保守管理するとともに、その後の再生整備や利活用の方法等について検討していく必要がある。

1 環境対策検討委員会の設置

以上のとおり関係地域の皆様が安心して生活できるよう、環境対策を講じていくこととする。
環境への影響とその対策について、専門的な見地から幅広く総合的な検討を行うため、専門家や関係職員で構成する検討委員会を設置する。

2 悪臭

埋却地周辺地域における悪臭調査及び炭等を利用した脱臭施設の設置をはじめとする悪臭の防止対策に取り組む。

① 関係市町と連携・協力し、周辺井戸等の水質の定期的な環境モニタリング調査を継続して実施する。

② 地下水への影響が確認された場合には、一般家庭、畜産農家、事業活動において地下水に依存している事業者など、それぞれの状況に応じて適切に対応する。

③ かんがい用水の暫定的な畜産用水への利用については、関係法令等により調整中であるが畜産農家への支援のため、使用料の優遇措置と円滑な諸手続が可能となるよう努める。

3 地下水

④ 農地の評価損対策として、公社経営の健全化を図るため、社会通念上の価格低下相当額の助成に努める。

6 地域振興対策について（1）

□ 跡翌(ニ)よる景響と課題

<西都・児湯地域>

1 伝染病に強い畜産業の再生

今回殺処分された家畜約29万頭のうち、西都・児湯地域における処分頭数は、約28万頭と全体の約97%を占めています。特に東児湯5町においては牛豚が全くなくなるなど畜産業が壊滅的な被害を受けています。

畜産業は、西都・児湯地域における主要産業であることから、当該地域の振興を図る上で畜産業の再生が強く求められる。また、再生に当たっては、今回のようないくつかの課題を解決するなど伝染病に強い畜産業を目指す必要がある。

2 経済・雇用環境の改善

西都・児湯地域における畜産業及び関連産業への影響額は約400億円（推計値）と見込まれる。当地域内の総生産額が3,300億円程度であることを考慮すると、産業の柱の一つを失った状態にある。畜産農家が経営再開しても軌道に乗るまでに時間がかかるため、経済回復にも時間を要するとともに、防護の観点から、この地域の畜産業が以前の規模には回復しない可能性も想定される。

また、日蹄疫蔓延防止のためのイベントの中止や延期、不要不急の外出自粛の期間が長期にわたったことにより、畜産業や畜産関連産業だけでなく、観光や飲食業、サービス業等あらゆる分野の経済活動が停滞しており、西都・児湯地域の商工業者を対象に実施した緊急影響調査（平成22年6月実施）では約85%の事業者が「影響がある」（うち約6割が3割以上の売上減少）と答えている。

さらに、有効求人倍率など雇用状況を示す指標も、西都・児湯地域においては、特に悪化している。

このため、経済活性化や雇用維持及び離職者への就業支援等の対策が求められている。

| | | |
|--------------|-------|----------------|
| 県内有効求人倍率（6月） | 0.44倍 | (前月比0.01ポイント増) |
| 西都・児湯地域 | 0.28倍 | (前月比0.1ポイント減) |

3 地域活力の回復

家族同然に育ててきた家畜が処分されたことによる喪失感や、経営基盤を失い、ゼロからの再出発となることによる将来への不安等により、畜産農家の活力が失われている。また、外出や各種会合の自粛、各種イベント・スポーツ大会等の中止等により地域全体の活力も減退しており、地域活力の回復を図る必要がある。

4 環境に関する不安の解消、イメージの回復

今回、前例のない規模の家畜処分が行われたことにより、埋却地及び周辺地域の水質や悪臭等、環境への影響が心配されており、継続的な監視と適切な対策を実施する必要がある。

また、連日、全国で防疫作業の映像が放送されたことにより、地域の悪いイメージが全国に拡がっており、今後、観光客の誘致など西都・児湯地域の振興を進める上での回復が必要である。

対策の基本方針

<西都・児湯地域>

1 安全・安心な畜産の再構築と産業構造の転換

畜産業の再生を進めるに当たっては、二度と同じような事態に陥らないような防疫体制を確立し、全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築に取り組む。

また、畜産に大きく依存した産地構造について、長期的視点に立つて畜産から耕種への転換や6次産業化を進めるとともに、環境・健康など新しい分野における産業の育成等、産業構造や産地構造の転換を図る。

2 雇用の維持・確保と総合的な経済対策の実施

雇用調整助成金の活用による雇用の維持、緊急的な雇用の創出、離職者に対する職業訓練機会の拡充など、より一層、雇用の維持・確保に取り組む。

また、当面の地域経済を下支えするため、総合的な経済対策として公共事業の積極的な実施が必要であるので、これを集中して実施できるよう復興特区制度の創設に取り組むとともに、生活に密着した公共事業を実施する。さらに、地域経済復興のために各市町が取り組む事業への支援を検討する。

3 活力ある地域づくり

地場産品の消費拡大・販売促進を図るほか、プレミアム商品券の発行や復興イベントの開催等を支援することにより、本地域における需要喚起に取り組む。

また、本地域が活力ある地域として一日も早く復興するために、この他にも地域の実情に応じた取組が重要であることから、広域的連携を含め、各市町の地域振興事業に対する支援を検討する。

4 安全・安心な環境の確保とPR

定期的な環境調査を行うなど継続的な監視を行うとともに、影響が確認された場合には、適切な措置を講じていくこととする。

また、県内外に対し、安全性のPRを行うことにより、地域イメージ及びブランドイメージの回復を図る。

□ 跡跡による影響と課題

<その他の地域>

1 家畜防疫体制の強化とイメージの回復

西都・児湯以外の地域においても移動・搬出制限や家畜市場のセリ市の中止等により畜産業及び関連産業に影響が出ており、今回、口蹄疫の拡大を防いだ地域においても、口蹄疫の発生に対し適切に対処できるよう、更なる家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

また、宮崎牛をはじめとする、「みやざきブランド」のみならず、物産、観光等の面でイメージが低下しており、その回復に取り組む必要がある。

2 経済・雇用環境の改善

口蹄疫蔓延防止のためのイベントの中止や延期、不要不急の外出自粛の期間が長期にわたったことにより、畜産業や畜産関連産業だけでなく、観光や飲食業、サービス業等あらゆる分野の経済活動に影響が出ている。

また、口蹄疫による雇用保険被保険者の離職者数が県全体で226人（7月30日現在）に上るなど、雇用に影響が出ている。

このため、経済活性化等に取り組む必要がある。

3 地域活力の回復

祭りやイベント等の中止や延期等により地域活力が減退しており、その回復を図る必要がある。

対策の基本方針十

<その他の地域>

1 安全・安心な畜産の確立とPR

さらなる安全・安心な畜産の確立に努めるとともに、安全性についてPRを行うことにより、ブランドイメージや地域イメージの回復に取り組む。

2 雇用の維持・確保と総合的な経済対策の実施

西都・児湯地域と同様、雇用調整助成金の活用による雇用の維持、緊急的な雇用の創出、離職者に対する職業訓練機会の拡充など、より一層、雇用の維持・確保に取り組む。

また、総合的な経済対策として、公共事業の積極的な実施を図る。

3 活力ある地域づくり

西都・児湯地域と同様に、プレミアム商品券の発行や復興イベントの開催など活力ある地域づくりに向けた取組に対する支援を検討する。

表 程 工 三

「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表（平成 23 年 5 月 20 日）

| 大項目 | | 中項目 | 具体的な取組 | 実施機関協力体制の整備 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 防疫体制の整備 | (1) 全県的な防疫体制の整備 | ① 防疫体制の整備 | 県農水産部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁）での防疫体制の強化を図る。 ◆目標：他の畜産県レベルの家畜防疫員体制と同様の仕事内容、考え方の整理を行う。 | 県 ○ 構成員：県農水産部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁） ○ 考え方：疫病監視員の数・体制（獣医師の増員、畜産職員の任命等）、考え方の整理を行う。 ○ 基本目標：（民間、県OB）の家畜防疫員としての活用（県の非常勤職員としての取扱等）についての検討を行ふ。 | ● 検査委員会 ○ 構成員：県農水産部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁） ○ 考え方：疫病監視員の数・体制（獣医師の増員、畜産職員の任命等）、考え方の整理を行う。 ○ 基本目標：（民間、県OB）の家畜防疫員としての活用（県の非常勤職員としての取扱等）についての検討を行ふ。 | ● 体制抜充 ○ 構成員：県農水産部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁） ○ 考え方：疫病監視員の数・体制（獣医師の増員、畜産職員の任命等）、考え方の整理を行う。 ○ 基本目標：（民間、県OB）の家畜防疫員としての活用（県の非常勤職員としての取扱等）についての検討を行ふ。 | ● 体制抜充 ○ 構成員：県農水産部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁） ○ 考え方：疫病監視員の数・体制（獣医師の増員、畜産職員の任命等）、考え方の整理を行う。 ○ 基本目標：（民間、県OB）の家畜防疫員としての活用（県の非常勤職員としての取扱等）についての検討を行ふ。 |
| ② マニュアルの整備 | ア 県口蹄疫防疫マニュアルの見直しを行う。 | ア 県口蹄疫防疫マニュアルと連動した県現地対策本部を設立する。 | 県 ○ 構成員：市町村（1本部）と連動した市町村の防疫マニュアルの策定・充実を促進する。 | ● 策定状況調査 ○ 構成員：市町村（1本部）と連動した市町村の防疫マニュアルの策定・充実を促進する。 | ● 策定・改訂の指導・助言 ○ 構成員：市町村（1本部）と連動した市町村の防疫マニュアルの策定・充実を促進する。 | ● マニュアルの策定 ○ 構成員：市町村（1本部）と連動した市町村の防疫マニュアルの策定・充実を促進する。 | ● マニュアルの改訂 ○ 構成員：市町村（1本部）と連動した市町村の防疫マニュアルの策定・充実を促進する。 |
| ③ 情報の共有化 | ア 目標：金町村（1月）に、家畜防護衛生会議（県、市町村、関係団体で構成）を開催する。 | ア 目標：金町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、円滑な防疫活動の体制づくりを行う。 | 県 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、円滑な防疫活動の体制づくりを行う。 | ● 見直し ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、円滑な防疫活動の体制づくりを行う。 | ● 策定・改訂の指導・助言 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、円滑な防疫活動の体制づくりを行う。 | ● 会議 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、円滑な防疫活動の体制づくりを行う。 | ● 会議 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、円滑な防疫活動の体制づくりを行う。 |
| ④ 実動演習 | ア 目標：年1回（1月）に、実動演習を実施する。 | ア 目標：年1回（1月）に、実動演習を実施する。 | 県 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 実動演習 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 実動演習 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 実動演習 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 実動演習 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 |
| ⑤ 備蓄 | ア 口蹄疫発生時の初動防疫等に迅速に対応できるよう、防疫資材等の備蓄及び在庫管理を行う。 | ア 口蹄疫発生時の初動防疫等に迅速に対応できるよう、防疫資材等の備蓄及び在庫管理を行う。 | 県 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 備蓄 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 備蓄 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 備蓄 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 備蓄 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 |
| ⑥ PR | ア 特別防護月間における取組を行ふ。 | ア 特別防護月間における取組を行ふ。 | 県 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 特別防護月間 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 特別防護月間 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 特別防護月間 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 | ● 特別防護月間 ○ 構成員：市町村（1月）と、市町村（1月）に、高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期（1月）に、実動演習を実施する。 |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|-------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | | | 県 関係機関 | 県 関係機関 | | | |
| 1 防疫体制の強化 | (2) 水際防疫の徹底 | ① 空港、港湾、ゴルフ場等での防疫の徹底 | ア 県口蹄疫防疫マニュアルに基づいて、関係機関と防疫協定を締結する。 イ 関係機関に対して、海外での発生状況等の情報提供を行う。 ウ 関係機関に対して、定期的な巡回・意見交換を行う。 ◆目標：年2回 | ● 情報提供 | ● 防疫協定の締結 | | | |
| | (3) 地域防疫の徹底 | ① 地域の関係団体が一体となった防疫組織の構築 | ア 市町村自衛防疫推進協議会の機能整備充等による検査・施設・設備の整備等を行なう。 ◆目標：全市町村 | ● 巡回等 | ● 情報提供 | ● 巡回等 | ● 巡回等 | ● 巡回等 |
| | | ② 市町村自衛防疫推進協議会等の活動支援 | イ 飼養衛生管理基準の遵守、早期発見・早期通報やJIAの広報誌、広報車等を活用して、定期的な広報を行う。 | ● 市町村等との協議 | ● 構築 | | | |
| | | | ウ 飼養衛生管理基準の遵守、早期発見・早期通報等について、定期的な研修を行う。 | ● 定期的な広報 | | | | |
| | | | エ 「県内一斉消毒の日」の徹底に向けた取組を行う。 | ● 自衛防等取組・点検 | ● 定期的な研修 | | | |
| | | | オ 地域における常設の消毒施設を整備する。 | ● 整備 | | | | |
| | | | ア チラシ等の作成 | | | | | |
| | | | イ 支援を行う。 | ● 支援 | | | | |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|-------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------|--------|
| | | | | 改訂 | | | | |
| 1 防疫体制の強化 | (4) 農場防疫の徹底 | ① 倒養衛生管理基準の徹底 | 家畜伝染病予防法の改正を踏まえて、飼養衛生管理基準を分かりやすくした農場衛生管理マニュアルを改訂し、周知する。 イ セリ市等における呼びかけを行う。 | 県 農業団体 | 呼びかけ | | | |
| | | ② 消毒の徹底 | 市町村自衛防疫推進協議会等による広報、研修を行なう。 エ ◆目標：年1回 | 自衛防等 | 広報・研修 | | | |
| | | ③ 確実な情報の伝達 | 家畜防疫員による立入検査・巡回指導を行う。 オ ◆目標：年1回 | 県 農業団体 | 体制構築 計画策定 | 立入検査 巡回指導 | | |
| | | ④ 農産関係者の徹底 | 市町村自衛防疫推進協議会等による定期的な点検を行う。 キ ◆目標：年1回 | 自衛防等 | 指導 内容等の整理 | 定期的な 点検 | | |
| | | | 獣医師、人工授精師、JA指導員等による通常業務の中での指導を行う。 | 農業団体 | 声かけ | | | |
| | | | 飼料業者、トラック業者等、畜産関係者による声かけを行う。 | 関係団体 | 声かけ内容等の整理 | | | |
| | | | ア 国リース事業、自衛防等を通じて、消毒設備の整備を行う。 | 県 自衛防等 | 国リース事業による整備 | | | |
| | | | イ 高齢農家等の消毒について、サポート体制を検討、整備する。 | 自衛防等 | 検討・整備 | 自衛防等を通じた整備 | | |
| | | | ア 家畜防疫情報メールについて、研修や立入検査・巡回指導、定期点検等の機会を捉えて、加入を促進する。 ◆目標：全畜産農家 | 県 自衛防等 | 加入促進 | | | |
| | | | イ 家畜防疫情報メールにより、海外での発生状況等を確実に伝達する。 | 県 関係団体 | 情報伝達 | | | |
| | | | ア トラック業者等、畜産関係者の衛生基準を明確にする。 | | 防疫協定 の締結等 | マニユアル の改訂 | | |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|--------|--------|--------|
| | | | | 協議会 | 広報・研修 | | | |
| 1 防疫体制の強化 | (5) 早期発見・早期通報・早期処置の確保 | ① 農家に対する周知・指導 ア 市町村自衛防疫推進協議会等による広報、研修を行いう。 | 市町村間の協力等について、防疫協定の締結を推進する。 | 市町村 県 | ● 防疫協定の締結等 研修会 | | | |
| | | ② 市町村に対する周知・指導 イ 支庁・農林振興局単位で研修会を実施し、防疫マニュアルの周知徹底を図る。 | | 県 | ● 調査 研修会 | | | |
| | ③ 墓地地の確保 ア 農家の確保状況及び市町村による確認状況を把握する。 | 農家が農場近くに確実に確保することを前提に、県と市町村が、確保できていない農家に対して指導・支援を行う。 ◆目標：全農家で埋却地を確保 | 農家が農場近くに確実に確保することを前提に、県と市町村が、確保できていない農家に対して指導・支援を行う。 ◆目標：全農家で埋却地を確保 | 県 市町村 市町村 | ● 指導・支援 整理 | | | |
| | | ウ 周辺住民の理解の促進、同意の在り方にについて、整理を行う。 | 農家が確保した埋却地が利用できない場合（湧水、岩等）に備えて、公有地、国有地のリストアップを行う。 | 県 市町村 市町村 | ● 確保等 策定 | | | |
| | | オ 公有地を利用する場合の経費負担等のルールを策定する。 | | 県 | | | | |
| | ④ 家畜飼養情報のデータベース化・活用 ア 家畜飼養情報（頭数、埋却地、防疫対策状況等）及び地図情報の収集を行う。 | 家畜飼養情報（G P S）と地図情報（G I S）を連動させた家畜防疫情報システムを構築し、家畜飼養情報・地図情報を入力する。 | 県 | ● 情報収集 構築 入力 | | | | |
| | | ウ 口蹄疫発生時や立入り検査・巡回指導時等に農場の位置を特定し、誘導するためのカーナビを整備する。 | 口蹄疫発生時や立入り検査・巡回指導時等に農場の位置を特定し、誘導するためのカーナビを整備する。 | 県 | ● 整備 | | | |
| | | エ ハサードマップを作成する。 | 家畜密度、埋却地の確保状況等を地図化した家畜ハサードマップを作成する。 | 県 | ● 作成 | | | |
| | | オ 毎年度、家畜飼養情報を確実に把握するシステムを構築する。 | 毎年度、家畜飼養情報を確実に把握するシステムを構築する。 | 県 | ● 構築 情報収集 | | | |
| | ⑤ 獣医師、保健員の確保 ア 口蹄疫発生時の獣医師を確保するため、N O S A I 、獣医師会と協定を締結する。 | 口蹄疫発生時の保健員に対するため、県、農業団体の職員に対する研修を実施する。 | 県 N O S A I 獣医師会 | ● 防疫協定の締結等 研修 | | | | |
| | | イ キャリーバッグの職員に対する研修を実施する。 | キャリーバッグの職員に対する研修を実施する。 | 県 農業団体 | ● 検討 研修 | | | |
| | ⑥ 非常事態宣言等 ア 感染拡大の状況等に応じた、県民の日常生活や経済活動の制限の在り方にについて検討する。 | 感染拡大の状況等に応じた、県民の日常生活や経済活動の制限の在り方にについて検討する。 | 県 | ● 検討 | | | | |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------------|-----------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------|--------|--------|
| 2 畜産経営再開 への支援 | (1) 経営再開状況 等の把握 | | ア 経営再開に関するアンケート調査を実施する。 イ 再開阻害要因を分析し、対応策を検討する。 | 県 → 検討 → 調査 | | | |
| | (2) 経営再開の支 援 | | ア 畜産離地再生推進会議現地指導班が主体となつ て、経営再生に向けて、経営管理指導等を行 う。 | 県 → 指導方針の 整理 → 指導 | | | |
| | (3) 人工授精の自 粛に伴う対応 | | ア 肉用牛生市場への早期出荷を奨励し、それに対 する支援を行う。 | 県 → 検討 → 奨励・支援 | | | |
| | (4) 特定疾患のな い地域の構築 ※イメージ等 はP30 | | ア 畜種ごとに、基本的な考え方、表慶の在り方を 整理し、公表する。 | 県 → 整理・公表 | | | |
| | | | イ モデル地域における支援を行う。 | 県 → 脳 | 牛 → 支援 | | |
| | | | ウ モデル地域以外への支援を検討する。 | 県 → 検討 → 支援 | | | |
| | (5) 適正飼養密 度・ソニニン グの検討 ※イメージ等 はP29 | | ア 検討委員会を開催し、効果や課題を検討する。 イ 検討委員会の報告を踏まえて、市町村、農業團 体等との協議・調整を行う。 | 県 → 検討 → 協議・調整 → 取組・誘導等 | | | |
| (6) 今後の畜産の あり方 | | | ウ 取組、誘導等を行う。 | 県 → 取組・誘導等 | | | |
| | | | ア 「宮崎県産牛肉の将来を考える会」(仮称)等を 等について検討する。 イ 富崎の豚の在り方検討会」(仮称)を設置し、 方向性、試験研究のあり方等について検討す る。 | 県 → 設置 → 検討会 → 設置 → 検討会 | | | |
| (7) 種畜の造成等 | | | 種雄牛については、早期造成に向けた取組(検定 ◆目標：4.5頭(平成28年度)) ア 方法の変更、検定頭数の増頭を行う。 | 県 → 実施 | | | |
| | | | イ 種豚については、供給体制の整備を行う。 | 県 → 整備 → 供給 | | | |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|--------|--------|
| 3 產地構造・ 産業構造の 転換 ※イメージ等 はP29 | (1) 耕種への転換 | | ア 経営再開に関するアンケート調査を実施する。 府内プロジェクトを設置し、年齢、経営形態等について検討する。 畜産離地再生推進会議現地指導班が主体となつ て、経営再生に向けて、経営管理指導等を行 う。 | 県 農業団体 市町村 経済連 農業法人 県 市町村 農業団体 市町村 農業団体 | 調査 検討 | | |
| | | | エ 冷凍加工センターの整備、活用を図るととも に、野菜の供給体制を構築する。 | | 稼働 | | |
| | | | オ 土地利用型農業を推進するための生産基礎の整 備を推進・支援する。 | | 推進・支援 | | |
| | | | カ 経営の安定化のための畑地かんがい用水を活用 した當農を推進・支援する。 | | 推進・支援 | | |
| | (2) 6次産業化等 | | ア 経営再開に関するアンケート調査を実施する。 | 県 支援 振興公社 | 調査 | | |
| | | | イ 6次産業化プランナー（県農業振興公社）が、 事例の発掘から6次産業化計画の国の認定に向 けたサポートや認定後のフォローアップ等を行 う。 | | | | |
| | | | 県コントラクター協議会を設立し、コントラク ター組織の法人化、TMR（飼料混合供給）セン タ－の整備等を行う。 | 県 協議会 | ● 設立 検討 | 整備 | |
| | | | イ 稲わらストックセンター等の整備を検討する。 | 県 | | | |
| | | | ウ 飼料用船（W.C.S）、飼料用米等の増産を推進 する。 | 県 | 推進 | | |
| | (2) 資源循環型畜 産产地の形成 | | ア 家畜排せつ物の利用促進を目的としたい肥セ ンターの整備を促進する。 | 県 | | 整備 | |
| | | | イ アイ肥の肥料化調製等の高度利用を目的とした アグレシドセンター等の整備を促進する。 | 県 | | 整備 | |
| | | | ウ たい肥貯、浄化槽等の老朽化への対応、高度化 について検討する。 | 県 | | 検討 | |
| | (3) 口蹄疫の野生 動物への感染 防止のための 鳥獣害対策 | | 鳥獸被害防止総合対策交付金を活用するとともに ア は、鳥獣害被害対策特命チームとの連携によ り、口蹄疫の発生予防とまん延防止を図る。 | 県 | 対策 | | |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------|------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------|--------|--------|
| 5 埋却地の環境対策等 | (1) 埋却地の管理対策 | | 県及び関係市町に「埋却地再生活用協議会」(仮称)等を設置し、陥没等の修復、草刈り等を行い、埋却地を適正に管理する。 | 県 市町村 | 設置 支援 管理 | | |
| | (2) 埋却地の環境対策 | | 市町、「埋却地再生活用協議会」(仮称)、県農業振興公社等に対する支援を行う。 | 県 | 支援 | | |
| | (3) 埋却地の再生活用対策 | | 地下水について、定期的なモニタリング調査を行う。 悪臭が発生した場合、埋却地周辺での悪臭物質の調査を行う。 | 県 市町村 | 調査 調査 | | |
| 6 今回の経験を全国に伝える取組 | (1) 口蹄疫発生の記録誌等の整備・情報発信 | | 「環境対策検討委員会」を設置し、環境への影響とその対策について、専門的な見地から総合的な検討を行う。 | 県 | ● 設置 委員会 | ● 委員会 | |
| | (2) 摃滅的被害を軽減する拠点の整備 | | 埋却地の再生活用のための調査、検討及び整備を行なう。 土層構造の変化や石炭の露出等の土壤理化学性への影響を調査する。 | 県 | 調査・検討 | 整備・利活用 | |
| | (3) 研修拠点の整備 | | 土づくりをはじめとした肥培管理等、農地再生整備のための基礎・指導資料を策定する。 | 県 | | 調査 | |
| 7 ここると身体のケア | (1) 健康相談等 | | 口蹄疫の発生・防疫活動の記録誌等を整備する。 経験に基づくノウハウを全国に情報発信する。 | 県 | 情報発信 | 整備 | 策定 |
| | (2) 精神保健対策 マニュアル | | 口蹄疫に関する各種情報の発信、資料等の保存展示について、農業科学公園の活用を検討する。 畜産防護対策の実務研修や産業動物医師研修会に向けた研修拠点等の整備について検討を行う。 | 県 | 展示 アドバイス | 検討 | |
| | (3) 研修拠点の整備 | | 畜産農家等の健康状態の把握、健康相談等をNPO等と連携して行う。 | 県 市町村 NPO | 健診相談等 | 検討 | |
| 8 地域振興対策 | (1) 西都・児湯地域の振興 | | 富崎大学と連携して、畜産農家、防疫対策事務にに対する意識調査を行い、その分析に基づき、口蹄疫対策における精神保健対策マニュアルを作成する。 及び各市町村の取組を検討する。 | 県 市町村 宮崎大学 | 調査・分析 | 作成 | |
| | (2) その他の地域の振興 | | 広域的な統一コンセプトに基づく象徴的な取組を行なう。 象徴的な取組及び各市町村の取組に対する支援を行う。 | 県 市町村 復興財團 | 検討 意見交換 | 支援 | |
| | | | 活力ある地域づくりに向けた取組に対する支援を行う。 | 県 市町村 復興財團 | | 支援 | |

Ⅲ 工 程 表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------|--------|--------|--------|
| | | | | 実施機関 協力機関 | 実施対応 | | | |
| 9 経済雇用対策 | (1) 中小企業支援 | ① 相談対応 | ア 關係機関・団体と連携し、中小企業へのきめ細やかな相談対応等の支援を実施する。 | 県、 関係団体 | 相談対応 | | | |
| | | ② 金融対策 | ア 県中小企業融資制度等による円滑な事業資金の供給のため、貸付条件の変更による既存借入金の負担軽減等、県や金融機関等と連携した資金繰り支援を行う。 | 県、 市町村 金融機関 関係団体 | 支援 助成決定 | | | |
| | | ③ 需要喚起対策 | ア 需要喚起のためのプレミアム商品券の発行を支援する。 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| (2) 就用対策 | | イ 各地域で開催される地域活性化イベントや県内外からの講師等を促す事業を支援する。 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | ア 履用調整助成金等の利用促進、離職者に対する雇用の確保を行う。 | 県、 関係団体 | 対策 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | イ 離職者等を対象とした職業訓練を実施する。 | 県、 関係団体 | 対策 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| (3) 観光関連分野 | | (財)みやざき観光コンベンション協会等と連携して、イベントの実施やコンペションショウ等を行なう。 | 県、 関係団体 | 対策 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | ア 県外での観光PRなど、本県への誘客対策を実施する。 | 県、 関係団体 | 対策 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | イ 教育旅行(修学旅行)誘致対策等を実施する。 | 県、 関係団体 | 対策 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| (4) 本県イメージの回復 | | ウ 斎内関係部局、さまたまな民間企業等と連携・協力をしながら、県外に向けて県外に向けた情報発信を強化する。 | 県、 民間業者等 | 情報発信 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | (社)官崎県物産貿易振興センター等と連携し、県内の取組等を行う。 | 県、 関係団体 | 取組 ● フェア | ● フェア | ● フェア | ● フェア | |
| | | ア プレミアム商品券の発行、地域活性化イベント等の支援を行う。 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| (5) 商業、サービス業 | ① 県商品の販路拡大 | イ 商店街(まちなか商業)の売上回復 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | ア プレミアム商品券の発行、地域活性化イベント等の支援を行う。 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | イ 商店街(まちなか商業)の売上回復 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| (6) 製造業 | | ア 口蹄疫関連の農商工連携の取組を積極的に支援する。 | 県、 関係団体 | 支援 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | ● 助成決定 | |
| | | イ 本県の畜産物等を活用した食品産業の活性化の取組を支援する。 | 県、 関係団体 | 支援 セミナー セミナー | ● セミナー | ● セミナー | ● セミナー | |
| | | ア 道路や河川の防災対策や中心市街地等の空間整備、農業生産基盤などの地域経済に密着した公共事業等を実施する。 | 県、 関係団体 | 公共事業等 復興財團 | 意見交換 | | | |
| (7) 公共事業等の実施 | | ア より実効性のある経済雇用対策を実施するため、県、関係団体、口蹄疫復興財團で意見交換を行う。 | 県、 関係団体 | | | | | |
| | | ア その他 | | | | | | |

工程表(改訂版)

新：新たな取組 改：改善した取組

「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表【改訂版】(平成24年4月24日)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的な取組 | | | 実施機関 協力体制 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|--------------|--------|--------|
| | | | ① 防疫体制の整備 | ② 大学等との連携 | ③ マニュアルの整備 | | | |
| ① 全県的な防疫体制の整備 | 新 | ① 防疫体制の整備 | 他の畜産県レベルの県級医師の確保に向けて、「宮崎県動物医師確保対策会議」を設置し、医系大学に対するリクルート活動を行う。 | 県 | 会議 | リクルート活動 | | |
| 新 | 新 | ② 大学等との連携 | 県内畜産部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁）での防疫体制を確立する。「宮崎県畜産業動物医師確保協議会」において、情報の共有及び連携した活動を行う。 | 県 | 会議 | ● 会議 | ● 会議 | ● 会議 |
| 改 | 改 | ③ マニュアルの整備 | 県獸医師OBを家畜防疫員として活用する。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ① 防疫体制の整備 | 県農政本部全体（家畜保健衛生所、普及センター、支店・農林振興局、本庁）での防疫体制を確立する。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ② 大学等との連携 | 県、市町村、関係団体（J.A、N.O.S.A.I、獣医師会、建設業協会、トラック協会等）の役割分担を明確にし、防疫協定の締結・改訂を行なう。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ③ マニュアルの整備 | 県口蹄疫対策委員会の調査報告書を踏まえながら、各防疫体制の状況を検証するとともに、さらなる体制の拡充を図る。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 新 | 新 | ① 防疫体制の整備 | 宮崎大学と効果的な消毒方法の検証、簡易検査キットの開発等、科学的器具に基づいた家畜防疫に関する連携を図る。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 新 | 新 | ② 大学等との連携 | 宮崎大学と連携して、獣医師、保定員等の研修費用を支援する研究、研修等を行う。 | 県 | 会議 | 研修 | 会議 | 会議 |
| 新 | 新 | ③ マニュアルの整備 | 科学的な知見に基づく家畜防疫や畜産振興等に資する研究、研修等を行う。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ① 防疫体制の整備 | 県口蹄疫防疫マニュアルと連動した県現地対策本部（支店・農林振興局）の防疫マニュアルを策定する。 | 市町村 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ② 大学等との連携 | 県口蹄疫防疫マニュアルと連動した市町村の防疫マニュアルの策定、充実を促進する。 | 市町村 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 新 | 新 | ③ マニュアルの整備 | 防疫協定に基づき、4月に防疫業務に係るマニュアルを定期的に開催する。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 新 | 新 | ④ 情報の共有化 | 予防対策、防疫対策に關する防疫協定を締結している団体と県・関係団体家畜防疫連携会議を開催する。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ① 防疫体制の整備 | 家畜防疫情報メールについて、研修、巡回指導等での発生状況等の情報提供を行う。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 改 | 改 | ② 大学等との連携 | 本庁と家畜保健衛生所に加え、支店・農林振興局、市町村の間にテレビ会議システムを整備する。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |
| 新 | 新 | ③ マニュアルの整備 | 本庁と家畜保健衛生所に加え、支店・農林振興局、市町村の間にテレビ会議システムを整備する。 | 県 | 会議 | 会議 | 会議 | 会議 |

工程表(改訂版)

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的な取組 | 平成24年度 | | 平成25年度 |
|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|----------------|----------|
| | | | | 実施機関 協力機関 | | |
| ① 防疫体制の強化 | (1) 全県的な防疫体制の整備 | ⑤ 隣県との連携 | ア 隣県との防疫連携を強化する。 | 新 県 関係県 | 連携強化の検討 | |
| | | | イ 県境における消毒体制のあり方を検討する。 | 新 県 関係県 | 検討 | |
| | 改 工 ヴ | 九州・沖縄・山口地域家畜防疫連携会議を定期的に開催する。 | ア 九州・沖縄・山口地域家畜防疫連携会議のあり方を検討する。 | 新 県 関係県 | ● 会議 | |
| | 改 工 ヴ | 県境家畜防疫連絡会議(熊本・宮崎・鹿児島、大分・熊本・宮崎)を定期的に開催する。 | ア 九州・沖縄・山口地域家畜防疫連携会議のあり方を検討する。 | 新 県 関係県 | ● 会議 | |
| ⑥ 防疫演習 | ア イ | 平成2.2年口蹄疫発生月(4月)に、家畜防疫演習を実施する。 高病原性鳥インフルエンザの可能性が高まる時期(1.1月)に、全市町村を対象とした家畜防疫演習を実施する。 | ア 平成2.2年口蹄疫発生月(4月)に、家畜防疫演習を実施する。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 防疫演習 | |
| ⑦ 防疫研修会 | 新 ア | 平成2.2年口蹄疫発生月(4月)及び終夏月(8月)に、市町村、関係団体、生産者代表を対象にした家畜防疫研修会を実施する。 | ア 平成2.2年口蹄疫発生月(4月)及び終夏月(8月)に、市町村、関係団体、生産者代表を対象にした家畜防疫研修会を実施する。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 研修会 | |
| ⑧ 備蓄 | 新 ア | 総会等の機会を捉え、生産者を対象にした研修を実施する。 | ア 口蹄疫発生時の初動防疫等に迅速に対応できるよう、防疫資材等の備蓄及び在庫管理を行う。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 研修 | |
| ⑨ P R 等 | 改 ア イ | 「家畜防疫強化月間」(2月)、「特別防護月間」(4月)等の取組等の整理を行ない、効果的な取組を行なう。 | ア 「家畜防疫強化月間」(2月)、「特別防護月間」(4月)等の取組等の整理を行なう。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 特別防護月間 検討 | ● 効果的な取組 |
| | 改 ア イ | 「県内一斉消毒の日(毎月20日)」の徹底を行う。 | ア 「県内一斉消毒の日(毎月20日)」の徹底を行う。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 取組・点検 | |
| | 改 ア ウ | 防疫意識を徹底するためのチラシを定期的に配布する。 | ア 防疫意識を徹底するためのチラシを定期的に配布する。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 配布 | |
| | | 県政監査、新聞広告等による定期的な呼びかけを行う。 | イ 県政監査、新聞広告等による定期的な呼びかけを行う。 | 新 県 市町村 関係団体 | ● 呼びかけ | |

工程表(改訂版)

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 平成24年度 | | 平成25年度 |
|---------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------|---------|
| | | | | 実施機関 協力機関 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | |
| ① 防疫体制の強化 | (2) 水際防疫 | ① 空港、港湾、ゴルフ場等での防疫の徹底 | ア 県と防護協定を締結する。 | 県 関係機関 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | |
| | | | イ 水際防疫に関する防護協定を締結している団体との施設を定期的に巡回し、意見交換を行うとともに、海外での発生状況等の情報提供を行う。 | 県 関係団体 情報提供 | 巡回・意見交換 | 巡回・意見交換 |
| | | 新 ウ 細島漁、油津漁において、常設の消毒槽を整備する。 | 県 農業団体 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | 巡回・意見交換 |
| | | 新 エ 市町村自衛防疫推進協議会の機能拡充等による設備・設備等を行なう。ラントップ船アベルを構築する。 | 自衛防等 広報・研修 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | 巡回・意見交換 |
| | | 新 オ 市町村自衛防疫推進協議会等による指導、点検、施設・設備等を行なう。 | 自衛防等 指導・点検 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | 巡回・意見交換 |
| | (3) 地域防疫 | 新 ウ 市町村自衛防疫推進協議会等による初動対応の設備用資材の確保等、地域防疫の充実に資する取組を行う。 | 自衛防等 整備・確保等 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | 巡回・意見交換 |
| | | 新 エ 市町村自衛防疫推進協議会等が行なう地域防疫の充実に資する取組を支援する。 | 復興財団 募集 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | 巡回・意見交換 |
| | | 新 オ 充実に資する取組を支援する。 | 復興財団 決定 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | 巡回・意見交換 |
| | | 新 カ 飼料業者、トランク業者等、畜産関係者による家畜防疫員による巡回指導を定期に行なうとともに、地域ごとの研修会等を通じて全農家の指導を徹底する。 | 県 農業団体 研修会等 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| | | 新 キ 飼医師、人工授精師、JA指導員等による通常業務の中での指導、助言、啓発を行う。 | 県 農業団体 指導・助言・啓発 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| ② 農場防疫 | ① 飼養衛生管理基準の徹底 | 新 ウ 飼料業者、トランク業者等、畜産関係者による家畜伝染病予防法の改正を踏まえて、飼養衛生管理基準を分かりやすくして農場衛生管理マニュアルを改訂し、周知する。 | 県 農業団体 啓発 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| | | 新 エ 具体的な消毒方法の改正を踏まえて、飼養衛生管理基準を改訂し、周知する。 | 県 農業団体 啓発 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| | | 新 オ 家畜における防疫対策の悪良事例をとりまとめし、それを活用して啓発を行う。 | 県 農業団体 作成 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| | | 新 カ 大規模農場の管理職に対する研修を行う。 | 県 農業団体 研修 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| | | 新 キ セリ市等における呼びかけを行う。 | 県 農業団体 呼びかけ | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に對応 | 巡回・意見交換 |
| ③ 畜産関係者の防疫の徹底 | ア 高齢農家等の消毒について、サポート体制を検討する。 | 県 農業団体 呼びかけ | 県 農業団体 呼びかけ | 県 農業団体 呼びかけ | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | |
| | ア 飼料業者等の消毒について、サポート体制を検討する。 | 県 農業団体 呼びかけ | 県 農業団体 呼びかけ | 県 農業団体 呼びかけ | 平成23年度に對応・必要に応じて見直し | |

II 工程表（改訂版）

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|------------------------|
| 1 防疫体制の強化 | (5) 早期発見、早期通報、迅速な防疫措置の確保 | ① 特定症状の早期発見・通報の徹底 ② 市町村にに対する周知・指導 | ア 家畜の健康状況の徹底、特定症状を呈している家畜を収容した場合の早期通報について、畜産市町村の協力を等について、防疫協定の締結を推進する。 イ 支行・農林振興局単位で研修会を実施し、防疫マニュアルの周知徹底を図る。 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に対応・必要に応じて見直し | |
| | | ③ 理却地の確保 | ア 農家の確保状況及び市町村による確認状況を把握する。 イ 農家のが農場近くに確実に確保することを前提に、理却地を確保していない農家に対して、確保に向けた助言・指導、情報提供を行う。 新 ウ 既に確保されている理却地の共同利用等、有効活用を検討する。 改 エ 農家が確保した理却地が利用できない場合に備えて、公有地、J.A.、関係団体等が所有する農地等のリストアップを行う。 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に対応 | |
| | | | オ 周辺住民の理解の促進、同意の在り方について、整理を行う。 カ 公有地を利用する場合の経費負担等のルールを策定する。 | 県 市町村 | 平成23年度に対応 | |
| | | ④ 家畜飼養情報データ化・活用 | ア 家畜飼養情報（頭数、理却地、防疫対策状況等）及び地図情報を収集を行う。 イ 家畜飼養情報（G.P.S.）と地図情報（G.I.S.）を連動させた家畜防疫情報システムを構築し、家畜飼養情報・地図情報を入力する。 ウ 口蹄疫発生時や立入り検査・巡回指導時等に農場の位置を特定し、誘導するためのカーナビを整備する。 改 エ ハードマップを作成する。 | 県 | 平成23年度に対応 | ● 情報収集 ● 更新 ● 作成 |
| | | ⑤ 獣医師の確保 | ア 口蹄疫発生時の獣医師を確保するため、N.O.S A.I.、獣医師会と協定を締結する。 | 県 N.O.S 獣医師会 | 平成23年度に対応・必要に応じて見直し | |
| | | ⑥ 非常事態宣言等 | ア 感染拡大の状況等に応じた、県民の日常生活や経済活動の制限の在り方について検討する。 | 県 | 平成23年度に対応・必要に応じて見直し | |

II 工程表（改訂版）

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|---------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------|-----------|
| 2 畜産経営再開への支援 | (1) 経営再開状況等の把握 | | ア 経営再開に関するアンケート調査を実施する。 | 県 | 平成23年度に対応 | |
| | (2) 農家の状況に応じた支援 | | イ 再開阻害要因を分析し、対応策を検討する。 | 県 | 平成23年度に対応 | |
| | ① 経営再開予定農家の支援 | 改 | ア 経営再開を予定している農家に対して、経営計画の策定等の支援を行う。 | 現地指導班 県 関係機関 | 現地指導班による支援 | 関係機関による支援 |
| | ② 経営中止予定農家の支援 | 改 | ア 農種への転換を図る農家に対して、技術的・経営的支援を行う。 | 現地指導班 県 関係機関 | 現地指導班による支援 | 関係機関による支援 |
| | ③ 経営再開農家の支援 | 改 | ア 経営を再開した農家に対して、経営安定に向けた支援を行う。 | 現地指導班 県 関係機関 | 現地指導班による支援 | 関係機関による支援 |
| | (3) 畜産物の販売促進 | 新 | ア 畜産物の消費拡大、販売促進に向けた取組を行う。 | 県 農業団体 | 効果的な販売促進の検討 | 実施 |
| | (4) 人工授精の自粛に対する対応 | | ア 肉用子牛市場への早期出荷を促進するともに、それにに対する支援を行う。 | 県 | 促進・支援 | 促進・支援 |
| | (5) 生産性を阻害する疾病の清浄化 | 改 | ア 生産性を阻害する疾病の清浄化に向けて、畜産農家、農業団体と共通理解を取りながら、対策を講じる。 | 県 農業団体 | 対策 | |
| | (6) 適正飼養密度・ゾーニングの検討 | | ア 検討委員会を開催し、効果や課題を検討する。 | 県 | 平成23年度に対応・引き続き「本県畜産の新生」で対応 | |
| | (7) 今後の畜産のあり方 | | イ 検討委員会の報告を踏まえて、市町村、農業団体等との協議、調整を行う。 「宮崎県畜産の将来を考える会」(仮称)等を設置し、宮崎の牛の方向性、試験研究のあり方等について検討する。 | 県 市町村 農業団体 | 平成23年度に対応・引き続き「本県畜産の新生」で対応 | |
| | (8) 種畜の造成 | | ア 「宮崎の豚の在り方検討会」(仮称)を設置し、方向性、試験研究のあり方等について検討する。 種雄牛については、早期造営に向けた取組(検定方法の変更、検定頭数の増頭)を行う。 | 県 | 平成23年度に対応・引き続き「本県畜産の新生」で対応 | |
| | | 新 | ア 口蹄疫の感染リスクを回避するため、県有種雄牛の分散管理を行なう分場を整備する。 | 県 農業団体 | 整備 | |
| | | ウ | ウ 種豚については、供給体制の整備を行う。 | 県 | 実施 | |

工程表(改訂版)

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | | 実施機関 協力機関 | 平成24年度 | | 平成25年度 |
|--------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------|
| | | | 新会議 | | | WTC会議 | 実態調査 | |
| 3 本県畜産の 新規化・生産性向上 ①畜産新生プロ ジェクトの推進 | (1) 畜産新生プロジェクトの推進 | 新 ア 営業会議 | 畜産新生プロジェクトの推進を総括する「ワーキングチーム（W.T.）」の活動を行う。 | 新会議 | 県 宮崎県農業団体 県 宮崎県農業団体 県 宮崎県農業団体 県 宮崎県農業団体 県 宮崎県農業団体 県 宮崎県農業団体 県 宮崎県農業団体 | 実態調査 | とりまとめ | 新会議 |
| | (2) 生産性の向上 | ① 良好な飼養管理 | 新 ア 家畜疾病が生産性に及ぼす影響について、実態調査を行い、明確にする。 | 実態調査 | 実態調査 | 分析・検討 | ● | 新会議 |
| | | 新 イ 本県の実態に則した適正な飼養基準について、県内の農場における飼養実態の調査・分析を行った上で、検討を行う。 | 新 ウ 生産性の向上に寄与する管理方法について、検討を行う。 | 新 エ ワ 管理に関するガイドラインの改訂を行う。 | 新 イ 新ア 家畜の適正な飼養管理に関するガイドラインや、規模拡大等を行うモデル農家の育成を行う。 | 新 ウ 関係機関の共通理解に基づくコンサルティングを行ふ。 | 新 エ 新ア 生産コストの低減に資する自給飼料の増産等の方向性を示す。 | 新 ウ 新イ 飼料用米を利用した畜産物の高附加值化の取組に対する支援を行う。 |
| | | ② モデル農家の育成 | 新 ア 家畜の適正な飼養管理に関するガイドラインや、規模拡大等を行うモデル農家の育成を行う。 | 新 ウ 飼料生産の外部化に向けて、コントラクター組織の法人化、TMRセンターの整備等を行う。 | 新 ウ 新イ 飼料用米を利用した畜産物の高附加值化の取組に対する支援を行う。 | 効果的なコンサルティング方法の検討 | ● | 新会議 |
| | | ③ コンサルティング | 新 ア 生産コストの低減に資する自給飼料の増産等の方向性を示す。 | 新 ウ 飼料生産の外部化に向けて、コントラクター組織の法人化、TMRセンターの整備等を行う。 | 新 ウ 新イ 飼料用米を利用した畜産物の高附加值化の取組に対する支援を行う。 | 効果的なコンサルティング方法の検討 | ● | 新会議 |
| | (3) 生産コストの低減 | ① 自給飼料 | 新 ア 生産コストの低減に資する自給飼料の増産等の方向性を示す。 | 新 ウ 飼料生産の外部化に向けて、コントラクター組織の法人化、TMRセンターの整備等を行う。 | 新 ウ 新イ 飼料用米を利用した畜産物の高附加值化の取組に対する支援を行う。 | 効果的なコンサルティング方法の検討 | ● | 新会議 |
| | | ② エコファーム | 新 ア 未利用資源の貯存量の調査、飼料化の検討を行う。 | 新 ウ 野菜加工場等の残渣を活用した飼料化システムを開発する。 | 新 ウ 新イ 未利用資源の貯存量の調査、飼料化の検討を行う。 | 効率化等 | ● | 新会議 |
| | | ③ 放牧 | 新 ア エコファームを利用する畜産物認証制度による認証取得に対する支援を行う。 | 新 ウ エコファームの実施、普及に対する支援を行う。 | 新 ウ 新イ 中山間地域において放牧の実施、普及に対する支援を行う。 | TMRCセンター整備 | ● | 新会議 |
| | | ④ 販売力の強化 | ① 多様なニーズへの対応 | 新 ア 多様なニーズに対応するための試験研究を行う。 | 新 ウ 多様なニーズに対応するための試験研究を行う。 | 調査・検討 | ● | 新会議 |
| | | ② プランド対策 | 新 ア 将来を見据えたブランド戦略の強化を図る。 | 新 ウ 将來を見据えたブランド戦略の強化を図る。 | 新 ウ 新ア 関係機関と連携した輸出促進を行う。 | システム構築 | ● | 新会議 |
| (5) 畜産開拓事業 の集積 | ① 輸出 | 新 ア 畜産の直接的な関連産業（飼料製造、食肉加工等）の育成を行う。 | 新 ウ 畜産の直接的な関連産業（飼料製造、食肉加工等）の育成を行う。 | 新 ウ 新ア 畜産を核とした6次産業化を推進する。 | 新会議 | 検討会 | ● | 新会議 |
| | ② 6次産業化 | 新 ア 畜産開拓事業の集積 | 新 ウ 畜産開拓事業の集積 | 新 ウ 新ア 畜産開拓事業の集積 | 新会議 | 情報収集 | ● | 新会議 |

II 工程表（改訂版）

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成24年度 | 平成25年度 | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|--------|--------|--|
| 4 產地構造・ 産業構造転換 | (1) 耕種への転換 | ア 経営再開に関するアンケート調査を実施する。 改 イ 宮崎県細作農業振興プロジェクトにおいて、加工・業務用野菜の产地育成等について検討する。 改 ウ 加工・業務用野菜を中心とする土地利用型農業を推進するための生産基盤の整備、生産リスクの軽減を支援する。 改 エ 知地かんがいを活用した新しい畜農技術の確立・普及を推進する。 新 オ 畜産と耕種のバランスの取れた地域農業の創造転換につながる施設整備等を支援する。 | ● 会議 | ● 会議 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 支援 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 推進 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 助成対象の検討 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 復興財团 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 経済連農業法人県 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 平成23年度に対応 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 平成23年度に対応 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 平成23年度に対応 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 平成23年度に対応 | ● 会議 | 会議 | |
| 5 安全・安心の 確保 | (2) 6次産業化 | ア 経営再開に関するアンケート調査を実施する。 イ 6次産業化プランナーが、事例の発掘から6次産業化計画の策定に向けたサポートや認定後のフォローアップ等を行う。 新 ウ 6次産業化を通じて、生産から加工販売に至る企業間の連携や農業における新たな価値の創造に向けた農業者のチャレンジを支援する。 新 エ 畜産施設業者が主目的に食品加工や流通・販売に開拓する6次産業化に係る施設整備等を支援する。 | ● 会議 | ● 会議 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 支援 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 支援 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 助成対象の検討 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 復興財团 | ● 会議 | 会議 | |
| (2) 資源循環型畜 産基地の形成 | (3) 口蹄疫の野生 動物への感染 防止 | ア 畜産飼料自給率の向上 イ 瓶わらストックセンター等の整備を検討する。 ウ 飼料用籠（WCS）、飼料用米等の備蓄を推進する。 | ● 会議 | ● 会議 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 支援 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 助成対象の検討 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 復興財团 | ● 会議 | 会議 | |
| (3) 口蹄疫の野生 動物への感染 防止 | | ア 畜産飼料自給率の向上 イ 瓶わらストックセンター等の整備を検討する。 ウ 飼料用籠（WCS）、飼料用米等の備蓄を推進する。 | ● 会議 | ● 会議 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 支援 | ● 会議 | 会議 | |
| | | | ● 会議 | 助成対象の検討 | ● 会議 | 会議 | |

II 工程表（改訂版）

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関 協力機関 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------|------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------|--------|
| 6 埋却地の環境対策等 | (1) 埋却地の管理対策 | | ア 陥没等の修復、草刈り等を行い、埋却地を適正に管理する。 | 県 市町村 | 管理 | |
| | (2) 埋却地の環境対策 | | イ 市町、県農業振興公社等に対する支援を行う。 | 県 | 支援 | |
| | | | ア 地下水について、定期的なモニタリング調査を行う。 | 県 市町村 | 調査 | |
| 7 今回の経験を全国に伝える取組 | (1) 口蹄疫発生の記録起等の整備・情報発信 | | イ 悪臭が発生した場合、埋却地周辺での悪臭物質の調査を行う。 | 県 市町村 | 調査 | |
| | | | ウ イの対策において、専門的な見地から総合的な対策を行う。 | 県 | ●委員会 | |
| | (3) 埋却地の再生活用対策 | 改 | ア 埋却地の再生活用に必要な調査・検討、事前設計、実施計画の作成を行い、再生活用を推進する。 | 県 | 調査・検討 事前設計 | 再生活用 |
| 8 二こどと身体のケア | (1) 健康相談等 | | イ 土壌分析を行い、施肥等の営農指導計画を作成する。 | 県 | 土壌分析 計画作成 | |
| | | | ア 口蹄疫の発生から終息までの防疫措置、再生・復讐への取組等に関する記録表を作成し、県内関係機関、各部道府県への配布、HPへの掲載を行う。 | 県 | ●作成 配布 HP掲載 | |
| | (2) 口蹄疫に関する情報発信等 | | イ 経験に基づくノウハウを全国に情報発信する。 | 県 | 平成23年度に対応・必要に応じて情報発信 | |
| 9 地域振興対策 | (1) 西部・東陽地域の振興 | | ア 農業科学公園農業科学館、宮崎大学産業動物防護センターにおいて、口蹄疫の保存展示を行うとともに、図書館等において巡回展示を行う。 | 県 市町村教委 | 整備 | 巡回展示等 |
| | | | 新 小学校3・4年生用社会科副読本に、口蹄疫に関する内容を盛り込み、小学生に対して意識の啓発を図る。 | 県教委 市町村教委 | 実施 | |
| | (3) 研修拠点の整備 | | ア に向けた研修拠点等の整備について検討を行う。 | 県 | 平成23年度に対応 | |
| 10 その他 | (1) 健康相談等 | | ア 畜産農家等の健康状態の把握、健康新聞等をNPO等と連携して行う。 | 県 市町村 NPO | ●アンケート 健康相談等 | 支援 |
| | | | 新 NPO法人等による「こころと身体のケア」に資する取組を支援する。 | 復興財団 | ●募集 決定 | 事業の実施 |
| | (2) 精神保健対策マニュアル | | ア 宮崎大学と連携して、畜産農家、防疫従事者に精神保健対策マニュアルを作成する。 | 県 官崎大学 | 平成23年度に対応 | |
| 11 その他 | (1) その他地域の振興 | | ア 広域的な統一コンセプトに基づく象徴的な取組及び各市町村の取組を検討する。 | 市町村 | 平成23年度に対応 | |
| | | | イ 県、市町村、口蹄疫復興財团で意見交換を行いう。 | 県 市町村 復興財团 | ●募集 決定 | 事業の実施 |
| | (2) その他地域の振興 | | ウ 広域的な統一コンセプトに基づく各市町村の取組及び広域的な連携を支援する。 | 復興財团 | ●募集 決定 | 事業の実施 |

II 工程表（改訂版）

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的取組 | 実施機関協力機関 | | 平成25年度 |
|----------------|-------------------------|-----|---------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|----------------|
| | | | | 実施機関 | 協力機関 | |
| 10 経済活性化 対策 | (1) 産業間連携の 推進 | 新 ア | 口蹄疫を契機に、宮崎の資源を生かした付加価 値の高い産業構造への転換を促進する。 | 県 農業団体 関係団体 | ●復興効果 連絡会議 | |
| | | 新 ア | ア 国や商工団体などとの連携による中小 企業の経営相談や支援を行う。 | 県 農業団体 市町村 関係団体 | 支援 | |
| | (2) 公共事業等の 適切な実施 | 新 ア | イ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等による雇 用の維持・回復、職業訓練や技能習得支援を行 う。 | 県 農業団体 市町村 関係団体 | 対策 | |
| | | 新 ア | 「地域経済活性化・防災対策特別枠」等によ り、公共事業を積極的に実施する。 | 県 | 実施 | |
| | (3) 危機事象から の再生・復興 | 新 ア | イ 耐震基準を満たさない木造住宅の耐震性を向上 させため、耐震化リフォーム等を支援する。 | 県 農業団体 協力企業 | ●支援 | |
| | | 新 ア | 「オールみやざき営業チーム」による本県のイ メージアップや農産物などの販売促進活動の活 性化を図る。 | 県 農業団体 協力企業 | ●東南アジア でのアピール みやざきWeeek | |
| | ① 緊急的な経 済・雇用の下 支え | 新 ア | ウ 商工団体等が実施するプレミアム商品券発行、 地域活性化イベント等を支援する。 | 県 農業団体 市町村 産業財團 | ●支援 | |
| | | 新 エ | 新 商工団体等が実施する景品付き大売り出し、ブ レミアム商品券発行等、消費拡大に向けた取組 を支援する。 | 県 農業財團 産業財團 | ●募集 ●決定 ●事業の実施 | |
| | ② 危機事象から の再生・復興 | 新 オ | 新 商工団体等が実施する経済復興の取組を支援す る。 | 県 農業財團 産業財團 | ●募集 ●決定 ●事業の実施 | |
| | | 新 カ | 新 市町村が実施する創業・事業拡大などの設備資 金等の利子補給等を支援する。 | 県 農業財團 市町村 産業財團 | ●決定 ●事業の実施 | 支援 |
| | (3) 将来を見据え た産業づくり | 新 キ | 新 観光団体等が実施する観光再生の取組を支援す る。 | 県 農業財團 市町村 産業財團 | ●募集 ●決定 ●事業の実施 | 支援 |
| | | 新 ア | 新 農業の企業的経営による生産体制の強化や生産 基礎の整備を行う。 | 県 農業財團 市町村 農業団体 | ●推進 | |
| | ① 食料供給産業 の構築 | 新 ア | 新 農商工応援ファンドにより6ヶ年産業化や生産間 連携による高付加価値化に取り組む。 | 県 農業財團 市町村 農業団体 | ●助成決定 | ●助成決定 ●助成決定 |
| | | 新 ウ | 新 みやざきプランの拡大、"みやざきな らでは"の新戦略の展開、「安全・安心の確 保」に向けた取組を強化する。 | 県 農業財團 市町村 農業団体 | ●推進 | |
| | ② 将来を見据え た産業づくり | 新 エ | 新 耕畜・プランへのこれまでの産地構造・産業構造への 転換、資源循環型農業の確立に取り組む。 | 県 農業財團 市町村 農業団体 | ●推進 | |

工程表(改訂版)

新：新たな取組 改：改善した取組

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的な取組 | 平成24年度 | | 平成25年度 |
|--------------|------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|---------------|
| | | | | 実施機関 協力機関 | | |
| (10) 経済活性化対策 | (3) 将来を見据えた産業づくり | ② 経済・産業発展の基盤整備 | ア 関連産業の集積、人材育成を図る。 新 ソーラー(太陽光発電・太陽熱利用)及び半導体開発の集積を図る。 | セミナー | 展示会 | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 イ 東九州メディアカルチャー構想に基づき、医療機器産業の集積を図る。 | 展示会 | セミナー | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 ウ 農林水産物を活用した新商品開発等により、食品産業の新事業創出を促進する。 | 展示会 | セミナー | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 エ I.C.T産業の振興を図るために、県内I.C.T企業が求めるスキルを有した即戦力等の人材育成を行ふ。 | 研修 | セミナー | マッチング会 | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 オ 業の集積を図る。 | 戦略的企業立地 | セミナー | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 カ 東九州自動車道の整備を促進する。 | 国 NIYCO 県 | 整備 | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 キ 細島港において、国が行う大型岸壁の整備にあわせたふ頭の整備、効率的で安全な荷役作業のためのガントリークレーンの搬設を行う。 | 県 | 整備 | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 ク 本県の物流ネットワークの高度化に向けた検討を進める。 | 県 | 検討・推進 | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 ケ 本県の交通ネットワークの高度化に向けた検討を進める。 | 県 | 検討・推進 | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | 新 ア 古事記編さんと1300年の節目を生かした誇客対策や魅力ある観光地づくり、県内観光・地域間交流の促進に取り組む。 | 県 市町村 関係団体 | 地図の配布 イベント等の展開 情報収集・説客活動 受入環境の整備 | セミナー | ● 展示会 セミナー |
| | | ③ 観光交流の促進と海外展開 | 新 イ 「オールみやざき営業チーム」による觀光・物産の総合的な情報発信に取り組む。 | 県 関係団体 協力企業 | トツペセールス 東南アジアセール みやざきWeeek | ● 展示会 セミナー |
| | | | 新 ウ 「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づき、アジア市場の開拓を目指した取組を推進する。 | 県 | みやざき大活用 | ● 展示会 セミナー |
| | | | 新 エ 将來の産業化を見据えた確学伝遞による新エネルギーへの研究開発を推進する。 | 県 | 推進 | ● 展示会 セミナー |
| | | ④ 環境・新エネルギー先進地を目指した取組 | 新 イ エネルギーの地産地消や環境価値の創出等に取り組む。 | 県 | 推進 | ● 展示会 セミナー |
| | | | 新 ウ 林内路網整備の加速化等による低コスト林業の推進、林産物の生産・加工体制の整備、販路開拓を推進する。 | 県 | 推進 | ● 展示会 セミナー |
| | | | 新 ア 「みやざき元気！」地産地消「県民運動」を開催することにより、本県農林水産物の消費拡大や県産品の利用、県産品の購入促進など、広い意味での地産地消を図る。 | 県 市町村 関係団体 | 展開 | ● 展示会 セミナー |
| | | | 新 イ 「100万泊県民運動」を開催することにより、県内各地の優れた地域資源の発見や地域間の交流を促進する。 | 県 市町村 関係団体 | 展開 | ● 展示会 セミナー |
| | | (4) 地域経済循環システムづくり | 新 ウ 「中山間地域をみんなで支える県民運動」を開催することにより、中山間地域の重要な性質を広く県民間にPRし、中山間地域と都市住民との交流や中山間地域の経済活性化を促進する。 | 県 市町村 関係団体 | 展開 | ● 展示会 セミナー |